そなえあれば うれいなし

imes

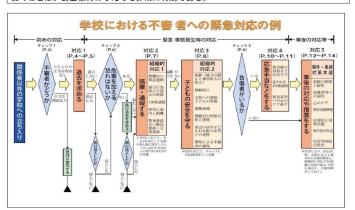
Vol. 7 令和3年11月22日発行

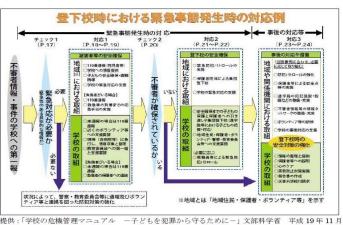
『防災 Times Vol.7』では、『防災 Times Vol.6』に引き続き、教職員向け防犯訓練についての続編をお送り します。今回は、本校での防犯マニュアルを中心にお伝えしますので、教職員の皆様は、12月1日の訓練までにご 一読ください。

【緊急対応マニュアルと一次救命処置について】

その他「緊急対応例」

避難訓練は危機管理マニュアルに基づいて、教職員の安全対応力を高めるために行うも のである。また、こうした避難訓練によって、対処の仕方を児童生徒等が事前に経験して おくことは、安全教育のうえでも非常に有効である。





応急手当等について

児童生徒や教職員が負傷した場合には、状況によって救急車を要請する必要がある。その際 迅速に「119番」に通報するとともに、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じ 教職員は速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにし て、教職員は速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにし なくてはならない。そのためには、消防署や日本赤十字社等の協力を得て実技研修を実施し、教 職員が応急手当等の技能の習得に努めることが大切である。



提供:日本赤十字社

職員会議でも簡単に説明はしますが、12月 | 日(水)の防犯訓練は、突然不審者が校舎内に侵入し、トラブルを| 起こそうとします。誰が不審者なのかは当日までわかりませんが、教職員の皆さんはそれまでにじっくりと対応 策を考えておいてください。どんなことが起きるのか想定できないのが、今回の訓練の目的となります。この訓 練までに実際に起こるかもしれないということも忘れないでください。